

# 小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 いじめ重大事態の対応遅れと再調査について

## 質問要旨

市におけるいじめ重大事態の対応に時間がかかりすぎている。以前から指摘してきたが、例えばある1件では、令和4年11月に重大事態として市教育委員会に報告されてから令和7年6月に最終報告書が被害家庭に示され、翌7月に被害家庭の所見とともに再調査要望が市長・教育長宛に提出された。しかし、最終報告書が示されてから1年近くが経過した本年5月現在も、市長報告すらなされておらず、再調査に向けた手続きは進んでいない。把握している限り、もう1件も似たような状況にあり、最近ようやく市長報告が終了した。時間が経過するほど再調査は困難になる。現在、再調査要望が出されているいじめ重大事態の対応状況と課題について、以下質問する。

1. 市長報告までに長時間を要する理由は何か。
2. 調査報告書が示された後、保護者から再調査要望がなされてからその結論を出すまでに、どれくらいの時間を想定しているか。
3. 再調査を検討する立場の市長は、この遅延と、再調査に向けた課題について、どう認識しているか
4. いじめの重大事態の調査に関するガイドライン第7章第2節では、重大事態と判断した後、速やかに保護者へ説明・確認する事項として「重大事態の別」を明記している。また第8章第3節「調査報告書の作成」でも、調査報告書に盛り込む共通事項として「重大事態の別」が規定されている。これは1号重大事態(生命心身財産重大事態)か、2号重大事態(不登校重大事態)か、または両方かの区別であり、調査の大前提となる重要な決定事項だ。しかし、再調査要望が出されている事案では、調査当初から重大事態の別が一切示されず、小平市いじめ問題対策委員会の委員長に保護者が指摘しても「報告書に示すものではない」と回答を得たと聞いている。このような重要な決定事項が欠落した調査は、再調査を要するものに該当すると考えるが、市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和8年5月19日 小平市議会議員長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【     】

26	25	24	23